

第 5 章

個別の指導計画に関する Q & A

Q 1	個別の指導計画の作成過程における意義は、どのようなところにありますか。
Q 2	個別の指導計画作成に当たっての基本的な留意事項とは、どのようなことが挙げられますか。
Q 3	子どもの実態把握はどのような観点で行い、その調査結果等はどのように整理すればよいですか。
Q 4	具体的で達成可能な目標を設定するためには、どのようなことに気を付ければよいですか。
Q 5	子どもの優先課題はどのように絞り込み、長期目標として具体化すればよいですか。
Q 6	教育課程と全体指導計画（年間指導計画）と個別の指導計画は、どのように関連付けたらよいですか。
Q 7	個別の指導計画を授業で活用するためには、どのようなことが大切になりますか。
Q 8	個別の指導計画を学部や学級の教師全員が共通理解し活用するためには、どのような取組が必要ですか。
Q 9	指導後の評価に当たっては、どのような点に気を付ければよいですか。
Q 10	指導と評価の一体化を図る上で、個別の指導計画をどのように活用すればよいですか。
Q 11	特別支援教育への移行後、個別の指導計画の位置付けは変わるのですか。
Q 12	「個別の教育支援計画」や「移行支援計画」と個別の指導計画とは、どのように関連付けたらよいですか。
Q 13	個人情報とは、どのような点に気を付けて取り扱えばよいですか。
Q 14	個別の指導計画等を作成する際、保護者をどのように参画させればよいですか。
Q 15	個別の指導計画を作成する上で、関係機関とどのように連携したらよいですか。
Q 16	個別の指導計画の作成上、必要となる校内体制とは、どのようなことですか。
Q 17	個別の指導計画の作成上、中心となる特別支援教育コーディネーターの役割等とは、どのようなことですか。
Q 18	特殊学級で個別の指導計画を作成する際、どのような手順で作成したらよいですか。
Q 19	通級指導教室で個別の指導計画を作成する際、在籍校の担任や保護者との意見の調整は、どのように行えばよいですか。
Q 20	通常の学級では、どのような書式に基づき個別の指導計画を作成すればよいですか。また、作成に当たっては、どのような点に気を付ければよいですか。

Q1： 個別の指導計画の作成過程における意義は、どのようなところにありますか。

1 個別の指導計画とは

一人一人の児童生徒の的確な実態把握のもと、教育的ニーズに応じた指導目標、指導内容・方法を明確にした実践上の指導計画で、個々の指導を最適なものと改善・充実させていく役割を担うものである。

2 個別の指導計画の作成過程における意義

特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対しては、一人一人の実態に応じた指導を充実する必要がある、そのために個別の指導計画を作成することが求められている。個別の指導計画の作成に当たっては、日々の授業との接続を考慮するとともに、図12に示す作成過程における意義を踏まえる必要がある。個別の指導計画は、個々の指導を最適なものと改善し、充実するための役割を担うものであり、日々の授業の指導内容・方法の改善に役立てる工夫を行わなければならない。

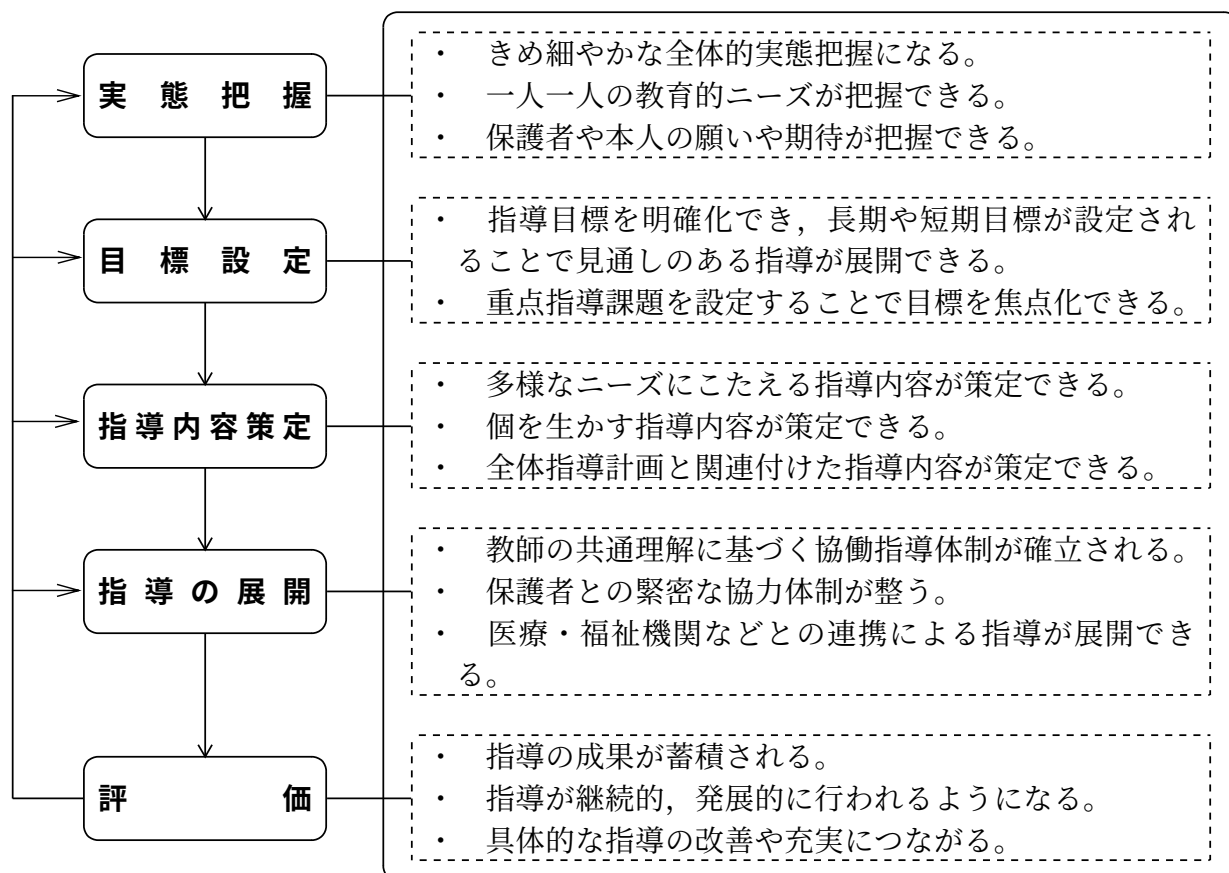


図12 個別の指導計画の流れと作成の意義

Q2： 個別の指導計画作成に当たっての基本的な留意事項とは、どのようなことが挙げられますか。

1 P－D－C－Aサイクルの重視

個別の指導計画は、諸検査や行動観察記録等に基づく実態把握から始まり、評価までのいわゆるP－D－C－Aサイクルに沿って作成されるとともに、長期的・短期的なスパンで常に改善と充実を図ることが求められる。

2 学校としてのシステム作り

個別の指導計画は、教育課程（全体指導計画が中心）との関連を図りながら、子ども一人一人の教育的ニーズにこたえるために作成される。その作成のねらいは、個に応じた指導を充実することであり、学校として「個別の指導計画作成のための校内委員会」等を設置し、子どもの指導や養育に当たる関係者が参画して、計画的・組織的に作成されることが望まれる。

また、全校的な支援体制を整えられるようなシステムを構築するためには、学校として個に応じた指導の適正化等の基本方針を明確にし、役割分担等も明確にすることが大切になる。

3 保護者の参画

個別の指導計画を作成する上では、保護者あるいは本人の願いを受け止め、目標設定から評価・改善までの全指導過程について共通理解を図ることが大切になる。学校側が、保護者に対し全指導過程について十分な説明を行い、同意を得るように努めることで、学校と保護者の間には緊密な信頼関係を築くことができる。個別の指導計画に基づく全指導過程に、保護者の積極的な参画を得ることは、システムを構築する上でもポイントになる。

4 関係機関との連携

実態把握に当たっては、医療・福祉関係者等からの情報も必要になる場合がある。また、個別の知能検査は行えても、その結果を十分に解釈できず、支援の方策が見いだせないような場合も考えられる。特別支援教育においては、関係機関が連携して支援に当たることが求められており、校内の人的資源で十分な解決が望めないような場合には、子どもにかかわっている関係機関と連携する必要がある。

5 教師の専門性の向上

長期目標や短期目標を保護者とともに設定しても、結果的にその目標が達成できなければ、個別の指導計画を作成する意味が薄れることになる。重要なことは、指導目標達成のために支援に当たる指導者側の専門性である。目標の設定の的確性や、目標達成のための手だての準備、具体的な変容過程の評価と改善など、一連の指導サイクルの中で、教師の専門性が求められる。

Q3： 子どもの実態把握はどのような観点で行い、その調査結果等はどのように整理すればよいですか。

1 実態把握の仕方

個別の指導計画を作成するためには、子どもの障害の状態、学習や日常生活の状態に関する情報などを多面的に収集する必要がある。家庭生活や学校生活の状況、諸検査の記録などを実態票として作成すると子どもの実態を総合的に把握でき、指導の手掛かりを得ることも可能となる。

2 個人プロフィールの調査

子どもは、小学校入学までの間に様々な医療機関や、療育機関などにおいて支援を受けてきていることが多い。これらの現状等を一覧表にしておくとし、緊急時等に適切に対応できるので、個人プロフィールにしてまとめることが大切である。

・ 氏名	・ 性別	・ 生年月日	・ 住所、連絡先など	・ 保護者等の氏名
・ 障害の状況	・ 身体の状態	・ 発作等の有無	・ 服薬(薬品名、服薬量)	・ 病院名、主治医
・ 療育手帳(身体障害者手帳)	・ 生育歴	・ 教育歴	・ その他	

3 生活スケジュールの調査

子どもの放課後や休日の過ごし方などを、生活スケジュール表としてまとめて、学校における指導内容・方法を選択する際の参考とする。学校生活と家庭生活をつなぎ、学習内容を関連付け、補充、発展、定着させる上で有効になる。

4 保護者や子ども本人の願いの調査

現在の生活面や学習面の願いと、将来を見通した願いの両方を、家庭訪問や個別面談で、直接保護者や本人から聞き取り調査をする。短期的な目標を知る上では、各教科や領域ごとの指導内容・方法を保護者に示し、それに対して保護者に意見を記入していただく。

5 学習面、行動面の実態の把握

子どもの指導目標を定め、指導内容・方法を検討する際の基礎資料として学校生活に関する実態を調査する。記入に当たっては、学校における行動の様子や、学習時における課題達成の状況などを分かりやすく簡潔にまとめるように配慮する。

実態把握の主な観点は以下のような内容になる。

・ 健康	健康状態、発作 など
・ 基本的な生活習慣	食事、排せつ、着脱、安全の意識、清潔、係、物の管理 など
・ 身体	全身運動、手指の操作、協応動作、調整力、持久力 など
・ 認知	視知覚、数量、言語 など
・ 社会性	コミュニケーション、集団参加、情緒、興味・関心 など
・ その他	引継ぎ事項、特異な行動、諸検査等の結果 など

Q 4： 具体的で達成可能な目標を設定するためには、どのようなことに気を付ければよいですか。

1 的確な実態把握に基づく目標設定

様々な角度からの実態把握によって、子ども一人一人の教育的ニーズが明らかになる。それを踏まえて短期目標は設定されることになるが、一定の指導期間内に達成できそうにない目標や評価することが困難な目標を設定すると、指導期間を過ぎても同じ目標を設定することになってしまう。

短期目標の設定に当たっては、的確な実態把握に基づき、指導期間内に達成可能という見通しをもって、具体的な行動レベルまで目標を絞り込む必要がある。

2 短期目標例の分析

「遊んだおもちゃを一人で片付けることができるようになる」という短期目標の例について分析してみる。一人でというところから教師の言葉掛けなどの支援は受けないという前提に立っており、おもちゃを特定の場所に何らかの形で整理できるようになると、この短期目標は達成されたと評価することになる。

この目標は「一人で」、「片付ける」という意欲や態度の側面とスキルの側面から設定されていることが分析のポイントになる。この子どもは実態としては、「一人で」という側面に課題があるのか、「片付ける」というスキルの面に課題があるのか、両方ともに課題になるのかによって、評価が変わることになる。

短期目標を達成したときの子どもの姿が、漠然とイメージされるようでは評価はできないものである。「おもちゃを片付ける」という目標行動に、「教師の支援を受けて」、「言葉掛けで」、「一人で」という支援の度合いで変化を付けると、意欲面の達成度は評価しやすくなる。また、「柵のマークを手掛かりに」、「種類別に置かれたおもちゃを手掛かりに」、「手掛かりがなくても」と片付ける行動を段階的に設定することも考えられる。

以上のように、より実際の指導場面に近い形で目標行動に対しどのような支援を行いながら達成しようとしているのかイメージし、目標を検討するように努めれば、達成可能な短期目標を設定できることになる。

3 具体的で達成可能な目標の設定

日々の授業実践の指導目標を具体的で達成可能なものにするためには、個別の指導計画を単元・題材レベルまで具体化し、授業との接続を図らなくてはならない。単元や題材に示されている全体指導目標を、個別の指導計画を踏まえて個別化・具体化し、個人目標として設定する作業が必要になる。目標は、それを達成するための支援の在り方や評価と一体の関係にあり、目標設定に当たっては「どのような支援を行うか」、「評価はどのように行うのか」などについても同時に検討するように努めなければならない。

Q5： 子どもの優先課題はどのように絞り込み，長期目標として具体化すればよいですか。

1 優先課題について

実態把握により，子どもが改善・克服を目指す課題が明確になる。その課題は，基本的な生活習慣，運動・動作，認知，コミュニケーション，社会性，情緒など多面的な分野に広がる。

それらの課題を分野ごとに長期目標として設定することも考えられるが，諸課題の中から本人及び保護者の願いを踏まえ，優先課題を設定すると，課題が共有化されやすくなる。保護者が参加できないときには，事前に意見・要望を把握するとともに事後の説明を行う必要がある。

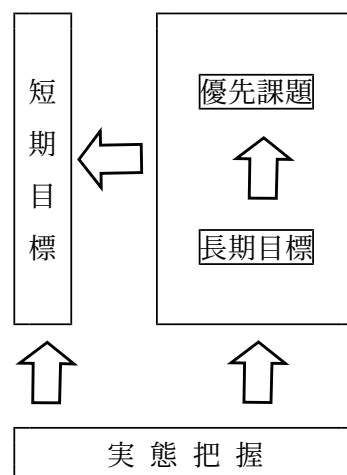


図13 目標設定の流れ

2 長期目標と短期目標の構造

図14に示したように，「一人で買い物ができる」という長期目標には，その目標達成のための前提条件がある。長期目標は，関心・意欲・態度面と知識・技能面の両面の課題が達成されなければならない。また，その下位にある多くの要素としての行動が成立していなければ目標達成には至らない。

長期目標を達成するためには，その長期目標を分析し，その中心的な課題はどこにあるのかを明確にしなければならない。その上で，目標となる行動を構成する一連の行動単位のうちで，中心的な課題を短期目標として設定すると評価もしやすくなり，短期的な見通しに立った支援も可能となる。短期目標についても同様であり，目標を細かく分析してみると，一定の行動の成立が短期目標達成の前提になることが分かる。

対象となる子どもの，今達成できそうな課題は何かを基に目標を構造化し，十分に分析し検討すると，長期目標と短期目標の関係も分かりやすくなる。

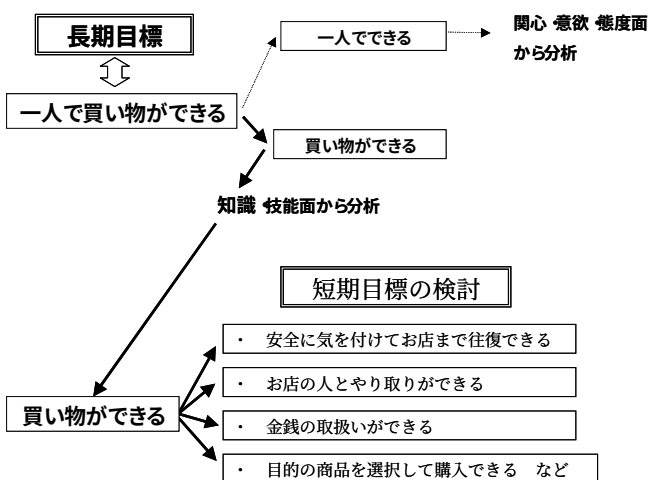


図14 長期目標分析の例

Q 6 : 教育課程と全体指導計画（年間指導計画）と個別の指導計画を、どのように関連付けたらよいですか。

1 教育課程とは

教育課程に関する法令に従い、学校の目的や目標を達成するために、教育内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。児童生徒の障害の状態や発達段階、特性並びに地域社会や学校の実態等を考慮しながら、各学校が編成するものであるが、具体的な指導は全体指導計画（年間指導計画）を作成して行う。

2 学習指導要領から授業までの流れ

個別の指導計画は、子ども一人一人の具体的な目標や指導内容、指導方法を具体的に明示した指導計画である。日々の授業に個別の指導計画が関連付けられることが、より個に応じた指導を充実することにもつながる。換言すると、全体指導計画と個別の指導計画は、教育実践上において車の両輪の関係にあり、両者を相互に関連付けながら、個々のニーズに応じた指導が展開されることが求められている。

学習指導要領から授業までの流れを考えると、全体指導計画と個別の指導計画を相互に関連付けて、どのように授業に接続するかが重要になる。ところが、授業設計の段階では学級としての全体指導目標や学習の展開の検討が中心になり、個別化の部分がおろそかになりがちである。全体指導計画と個別の指導計画を授業に接続するためには、単元や題材、本時の目標と個々の子どもの個別目標を十分整理する必要がある。

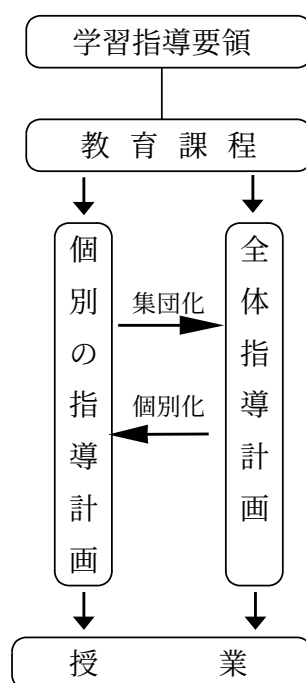


図15 学習指導要領から授業までの流れ

3 全体指導計画と個別の指導計画との関係の明確化

個別の指導計画を教育課程や指導計画に基づき個別化を図るものととらえ、教育実践を展開すると、個々の子どもの実態と指導が遊離してしまう可能性がある。個に応じた指導を充実する上では、前述したように全体指導計画と個別の指導計画を個別化、集団化の両面から相互に関連付けながら、個々のニーズに対応しなければならない。

集団化を検討していくと、全体指導計画自体が子どものニーズに対応できないものになる可能性もあり、場合によっては全体指導計画や教育課程を見直し、修正することになる。

Q 7 : 個別の指導計画を授業で活用するためには,どのようなことが大切になりますか。

1 個別の指導計画の活用状況

(1) 実態調査の結果から

自立活動や重複障害者の指導において、個別の指導計画を作成することが学習指導要領に明記されたこともあり、多くの学校で策定が行われている。当センターが行った調査では、盲・聾・養護学校ではすべての学校で、また小・中学校の特殊学級でも55%の割合で作成されている。ところが、個別の指導計画の有効性は認識しながらも、その活用となると多くの学校で課題を感じており、授業との接続が必ずしも十分ではない現状がある。

(2) 個別の指導計画作成のねらい

個別の指導計画とは「一人一人の実態を的確に把握して、そこから最も必要と思われる指導内容・方法を吟味し、効果的な学習活動を引き出す」ために作成されるものである。しかし、個別の指導計画作成については、かなりの労力が必要になるために、作成自体に満足してしまい授業の活用に至らないことも予想される。

全体指導計画との関係で、個別の指導計画を授業に生かさないという意見もあるが、本来、全体指導計画における指導目標と個別の指導計画の目標は関連付けられるものである。個別の指導計画は、授業や日常の指導場面に活用されてこそ、その作成の意義があることを忘れてはならない。

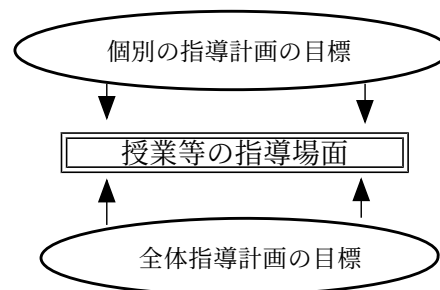


図16 授業と指導計画の接続

2 授業で活用される個別の指導計画

(1) 子どもの実態に合った目標の設定

例えば「いろいろな楽器の音に興味をもって聴いたり、音を鳴らしたりできる」という目標は、実態に関係なくどのような子どもにも共通する。個別の指導計画を授業に生かすためには目標を絞り込み、中心的な課題を設定することが必要になる。この目標例であれば、「いろいろな打楽器を教師の手拍子に合わせて鳴らすことできる」というように、目標を具体化すれば、授業でも活用を図ることができる。

(2) 教育実践に直接役立つ個別の指導計画

様々な実態の子どもたちの指導に当たる際、その支援の方策を関係者が知り共通実践することは、子どもの発達援助にとっても有効になる。一人一人の具体的支援の在り方が明示された個別の指導計画であれば、教育実践に直接役立つはずであり、具体的支援の部分をはっきりと明確にするかが、実践とのつながりを強固にする鍵になる。

Q 8 : 個別の指導計画を学部や学級の教師全員が共通理解し活用するためには、どのような取組が必要ですか。

1 共通理解を図るために

校内的な共通理解を図るためには、校務分掌として「個別の指導計画作成委員会」等を置き、組織的・計画的に作成が行われることが必要になる。さらに、その活用を図るためには指導に当たるすべての教師が、すべての子どもの課題や目標などを把握することが必要になるが、ほかの学級や学部の子どもまでは把握することは難しい。

その改善を図るために、日常の教育活動の中に学部や学級、指導グループなどの中で課題や目標などを確認し合い、共通理解する機会を設ける必要がある。特に、複数の教師で指導を行うTT（ティームティーチング）においては、「指導計画の立案」、「教材・教具の作成」、「指導の実際」、「評価や反省」などの各過程において、それぞれの子どもたちの個別の指導計画と授業を関連付けることが大切である。

2 TT(ティームティーチング)における活用

TTによる指導では、それぞれの教師の特技や専門性を生かすことができ、グループ編成も柔軟にできるなど、個々の子どもの実態に応じたきめ細やかな指導が可能となる。ティームを組んだ指導では、チーフの教師は全体目標を達成するために学習活動をリードし、サブの教師は個々の子どもの個別目標と手だてを十分に理解して授業に臨むことが必要である。

TTの授業では、実際の指導場面を通じて複数の教師の目で実態をとらえられ、また、支援策も検討でき共同評価も可能になるなど、教師間の共通理解を図る上では大変貴重である。特に、サブとして支援に当たる教師は、子どもに対する具体的な支援を行うことになるため、授業を通して個別の指導計画について共通理解を図る際には重要な役割を担っていることになる。

3 P-D-C-Aサイクルにおける共有化

個別の指導計画は、複数の教師と保護者、その他の関係者が参画して検討される。その検討過程に、学部や学年における検討会議を設定し、共通理解を図ると学級以外の子どもの個別の指導目標や支援策なども共有できる。そのため、個別の指導計画にかかわる各段階で、保護者等を含めて共通理解を図る必要がある。

定例の学部や学年会議に、子どもの学習や行動面の共通理解を図る議題を設定し、それを個別の指導計画との関連で検討すると共通理解を深めることができる。また、ファイルの整理や保管方法を工夫することで、全教師がいつでも個別の指導計画を見ることができ、共通理解を図る上で有効である。

このように、個別の指導計画におけるP-D-C-Aサイクルの過程の中に、教師や保護者などが直接かかわることで、子どもの指導に関する情報を共有できるのである。

Q9： 指導後の評価に当たっては、どのような点に気を付ければよいですか。

1 評価の重要性と保護者への説明責任

個別の指導計画には、子ども一人一人について長期的、短期的目標が設定されている。指導と評価の一体化を図る上でも、P－D－C－Aサイクルを重視し、指導の成果や課題を的確に評価し、次の指導に生かす必要がある。

評価に当たっては、まず、毎時間の授業における形成的な評価を生かすとともに、一定期間の長期、短期目標の達成状況を具体的な行動レベルで確認する。その際、子どもの評価だけでなく、教師側の指導の評価を行うことも必要になる。評価は、指導に当たる複数の教師で行い、その結果や指導の改善の方向性、目標の修正などについては保護者に対しても説明を行う必要がある。

2 子どもの評価の観点

(1) 観点をもった評価

知識・理解・技能、関心、意欲・態度などの多面的な評価に努めるとともに、何が習慣として身に付き、生活に生かされるようになったか、学習の定着状況も評価する。

(2) 指導期間に応じた評価

長期、短期目標の期間に合わせた評価は、共通した評価規準に基づき「何を理解し、何ができるようになったか」、「情意面や関心、意欲など学習態度はどのようであったか」などを具体的・客観的に評価する。

(3) 評価の活用の工夫

日々の学習状況の記録が、一定期間の評価を行う際の基礎的な資料になる。評価規準の設定、評価の観点を明確にし、「◎：達成できた、○：おおむね達成できた、△：もう少し努力が必要である、▲：達成できなかった」などと尺度化しておくこと、次の授業においても活用を図ることができるようになる。

3 教師の評価の観点

教師の指導については、目標設定、指導期間や学習内容及び指導方法の適切性などの観点から評価する。日々の学習の評価に当たっては、

- 目標設定や学習内容、活動量、あるいは集団構成は、子どもたちの実態に合っていたか。
- 子どもたちの実態に応じた教材・教具が用意でき、適時、適度、適切な支援ができたか。
- 教師一人一人が、それぞれの個別指導目標を共有し、十分な連携に基づき指導できたか。

などの評価の観点を設定し、4段階等の尺度で評価することが望まれる。また、「個別の指導計画」全般に関しても評価を行うことが必要になる。

※ 「個別の指導計画と評価」に関しては、平成15年11月刊行の当センター指導資料132号を参照。

Q10： 指導と評価の一体化を図る上で、個別の指導計画をどのように活用すればよいですか。

1 指導と評価の一体化

評価とは、子どものための評価であると同時に、学校や教師が進める教育活動自体の評価である。指導と評価は表裏一体をなすべきものであり、学校においては学習指導と評価が常に一体となって行われることが求められている。評価の結果が次の指導の改善につながり、更にその指導の成果が再評価され、改善されることが大切である。また、指導と評価の一体化を図るためには、学習の評価（子どもの側の評価）と指導の評価（教師側の評価）も行われることが望まれる。

2 個別の指導計画作成手順に沿った指導の評価

指導の評価を個別の指導計画の作成手順に沿って考えてみると、右図に示したように、①実態把握、②目標設定（重点指導課題分析、長期、短期指導目標の設定）、③指導内容策定、④指導の展開、⑤評価までの手順のすべてについて、その妥当性を評価することが必要になる。この手順に沿って、各過程の見直しを行うと、個別の指導計画自体を再検討することにもつながる。

第三章でも述べたが、子どもの目標の達成度が低ければ低いほど、厳密な指導の評価が望まれる。達成水準を上げるためには、指導過程全体を見直すことから始めなくてはならない。

各学校では、個別の指導計画の作成について独自のシステムができていると思われる。指導の評価は、個人レベルで可能なものもあるが、その作成手順や流れの中で、学部や学年部で組織的に検討を加え、改善を図ることが望まれる。

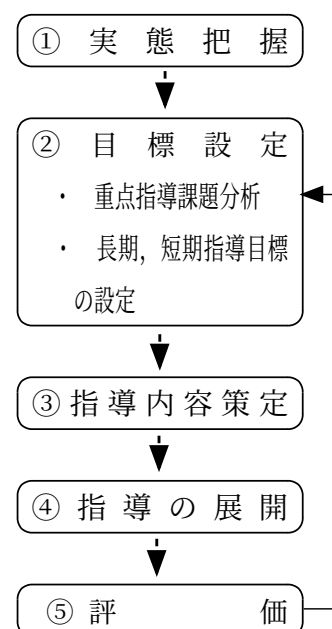


図17 P-D-C-Aサイクル

3 VTRの活用

授業反省等で、それぞれの教師が支援の在り方の有効性や妥当性などを協議することはできるが、教師の支援を全体的に評価することはなかなか難しい。授業の様子をVTRに記録し、それを複数の教師で視聴しながら授業反省を行うと、教師の働き掛けに対する子どもの反応を確認することが可能になる。

VTRを活用し、個別の指導計画にある個々の子どもの個人目標を意識した教師の支援等を共同で評価することは、指導と評価を一体化する上で有効であるとともに、指導法の改善につながる。

Q11： 特別支援教育への移行後、個別の指導計画の位置付けは変わるのですか。

1 障害のある子どもへの生涯にわたる支援

個別の教育支援計画については、「障害者基本計画」の「重点施策実施5か年計画」において、盲・聾・養護学校では平成17年度までに策定することとされており、今後は、小・中学校も含めて策定が推進されることが予想される。中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会の中間報告（平成16年12月）では、「個別の指導計画の学習指導要領等への位置付けを検討すべき」としている。このことから、特別支援教育への移行後は、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する個別の指導計画作成は、一層推進されるものと思われる。

2 特別支援教育コーディネーター間の連携強化

小・中学校においては、個別の指導計画作成のための手法や情報は、まだ十分な状態に至っていないことが予想される。特別支援教育へ移行すると、盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした地域支援体制が強化されるため、その作成技術や情報は積極的に提供されることになる。ただ、一方では盲・聾・養護学校には個別の指導計画の作成システム等は構築されていても、軽度の発達障害児への指導経験が少ないことから、具体的な支援策を検討する上での不安があるという現状もある。しかし、特別支援教育推進体制モデル事業に取り組んでいる地域では、特別支援教育コーディネーター同士で連携を図りながら、これまでの特殊教育の経験に基づいて支援策まで検討できているようである。

先行的に取り組んでいる地域の取組をみると、盲・聾・養護学校のコーディネーターから、その具体的な支援策を提案するというのではなく、一緒に考えるという基本姿勢が大切になるようである。この地域では、通常の学級に在籍する軽度の発達障害児に対して個別の指導計画作成に着手している学校もある。個別の指導計画は、コーディネーター間の連携、校内的な共通理解、実際の指導場面でも、重要なツール（道具）になっている。

3 地域の社会的資源の活用

個別の指導計画では、学校内だけでなく子どもたちが生活する地域全体をも視野に入れた支援策を検討することが望まれている。子どもたちがお使いに行く商店、よく利用する公共施設などは、地域にある社会的資源といえる。

また、日常会話が不十分な場合でも、店員がお使いメモを見て料金を受け取れば、お使いに行くことも可能になる。この例のように、地域にある社会的資源を積極的に活用することで、地域全体の理解も深まるとともに支援体制も構築できる。

個別の指導計画は、子どもたちと地域をつなぐ手段として活用することも可能である。特別支援教育は、子どもたちの学校卒業後も、地域で生き生きと生活する姿を目指しており、地域の社会的資源は大いに活用していきたい。

Q12： 「個別の教育支援計画」や「移行支援計画」と個別の指導計画とは、どのように関連付けたらよいですか。

1 個別の教育支援計画とは

福祉，医療，労働などの関係機関が連携して一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画である。障害のある子どもたちに対し，地域社会の関係機関が連携協力して支援していくためのツール（道具）になる。

盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画の基本的な考え方等については，平成16年5月に全国特殊学校長会から「中間まとめ」が出された。また，特別支援教育推進体制モデル事業の中で，小・中学校や養護学校などにおいて研究に取り組んでいる地域もあり，これらの研究成果にも期待したい。

※ 障害者基本計画における「個別の支援計画」と同じ性格のものであり，教育機関が中心となって作成する場合に，これを「個別の教育支援計画」という。

2 個別の移行支援計画とは

学校教育への移行の時期を支援するための計画で，小・中学校への入学の時期や学校卒業の時期に策定される。例えば，卒業時を想定すると，円滑な就労・生活支援に向けて在学中から関係機関と連携を図りながら，一人一人のニーズに応じた計画的な支援が必要になるため，学校と福祉，労働などの関係機関が連携して，就労後の生活支援について策定することになる。

3 個別の指導計画と個別の教育支援計画，移行支援計画との関係

個別の指導計画は，教育課程を具体化したもので，一人一人の指導目標や指導内容・方法の明確化を図るために作成されている。これに対して，個別の教育支援計画は，教育，福祉，医療，労働などの関係機関が障害のある子どもたちの乳幼児期から卒業後までをどのように連携を図りながら支援するかというように長期的な期間で作成される。したがって，個別の指導計画は，個別の教育支援計画を踏まえ，教育実践との結び付きを強くしながら，個々の指導目標や指導内容・方法，具体的な支援策などを策定したものと考えられる。

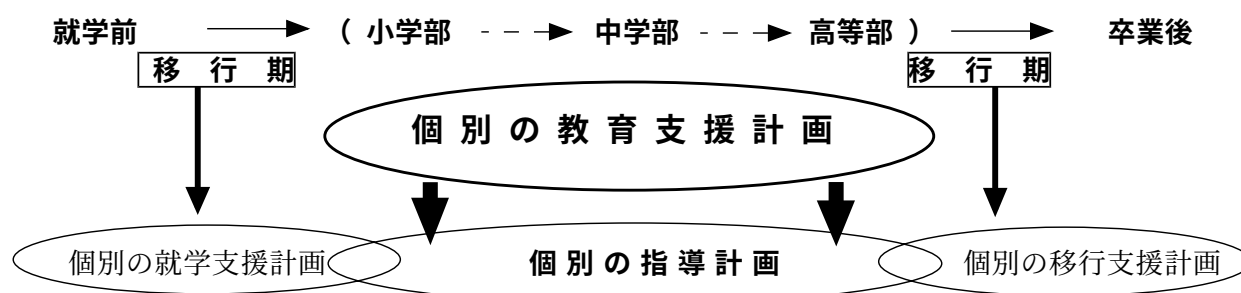


図18 個別の教育支援計画と個別の指導計画等の関係

Q13： 個人情報とは、どのような点に気を付けて取り扱えばよいですか。

1 個人情報取扱いの基本原則

個人情報は、子どもや家庭の立場に立ち、「人権尊重」や「プライバシーの保護」などの観点から慎重に取り扱われなければならない。以下に、その基本原則を示す。

(1) 利用目的以外の個人情報は収集しない。

個人情報は、その利用の目的が明確にされるとともに、当該の目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなくてはならない。したがって、その情報が現在の指導において、本当に不可欠なものかどうか、不必要な情報の収集を行っていないかなど十分に吟味した上で収集に当たることが大切になる。

(2) 適正な方法で個人情報を取得する。

個人情報は、適正な方法で取得されなくてはならない。例えば、個別の知能検査を実施するような場合には、検査を実施する目的や方法、結果として得られる個人情報など、何のために検査を実施するのか、保護者に対して情報収集の趣旨説明を十分行った上で、適正に取得されなくてはならない。

(3) 個人情報の正確性を確保する。

個人情報は、その利用目的達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。検査等については、定期的を実施することで常に新しい情報を得られるように努めることが肝要になる。実態把握のために、いろいろな調査表が用意され、それらを使用することがあるが、何気なく使用してきた調査表の内容や項目を見直し、子どもの教育において、本当に必要な情報かどうかについて再検討することも重要になる。

(4) 個人情報の管理については細心の注意を払う。

子どもや家庭にかかわる情報を収集し活用する場合、まずプライバシーを守ることを心掛けなければならない。また、得られた情報を指導の目的以外に使用することはできない。

その他、掲示板や研究資料、学級通信などの作成や取扱いについても、個人情報の安全性の確保という観点からも細心の注意を払うことが必要になる。

(5) 保護者や本人に対して透明性を確保する。

個人情報の取扱いに当たっては、本人及び保護者が適切に関与し得るように配慮しなくてはならない。個別の指導計画に関する諸情報は、保護者に対して説明し、透明性を確保することが望まれる。

2 電子情報の管理

高度情報通信社会の進展に伴い、個人の情報を電子情報として、ファイル化することが多くなってきている今日的情勢を考えると、その保管や引継などについては十分配慮することが求められている。

Q14： 個別の指導計画等を作成する際、保護者をどのように参画させればよいですか。

1 保護者の思いを大切に

保護者は、「学校での子どもの指導は担任の先生に任せるべきである」との考えをもちながらも、日常生活面の指導よりも文字や計算などの教科の学習をさせてほしいと求めてしまい、担任の指導に満足できないというジレンマに陥っていることが少なくない。また、子どもの成長に対する願いも、その実態に即さない高いレベルの要求になり、担任との間に意識のずれが生じてしまうようなことも予想される。

保護者も担任も子どもの確かな成長を願っているにもかかわらず、その意識にずれが生じては両者の信頼関係は構築されず、結果として適切な支援が用意できないことになってしまう。子どもの一生涯を見通して関係機関との連携に基づき策定される個別の教育支援計画や個別の指導計画は、その意識のずれをすり合わせるができる有効なツールとなる。それらの計画の策定に当たっては、保護者の子どもへの思いや期待を受け止めながら、将来の生活につながる現在の支援を考えていかななくてはならない。

「保護者の思いを大切に」ということは、それに担任が迎合するということではない。保護者と教師は、それぞれ異なる専門性をもって子どもの支援に当たっているのであり、保護者へ対応するときに、お互いが子育ての専門家であることを認識し、互いの立場を受け止め合えば、双方の専門性を生かしながら子どもの教育的ニーズを見極められるようになる。

2 個別の教育支援計画作成への保護者の参画

子どもたちを生涯にわたって支援する一番の存在は保護者であり、個別の教育支援計画の策定には保護者も参画することになる。個別の教育支援計画の下では、保護者は支援を受ける立場にあると同時に、直接的に子どもを支援する立場にも置かれ、支援者の一人としての役割を果たす責務も求められている。個別の指導計画は、個別の教育支援計画に基づき作成される具体的な学習場面の指導内容・方法が示されたものであることから、保護者もその作成には大きくかかわってこななければならない。

3 個別の指導計画に基づく保護者との連携

保護者は、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成段階だけでなく、指導実践や評価にわたる全ての指導過程において関与することになる。学校は教育機関としての専門的立場から、子どもたちの支援に当たり、また保護者もよりよい養育環境を検討していかなければならない。

個別の指導計画では生活全般を踏まえ、指導目標や支援の在り方などを検討するために、家庭での指導目標達成のための取組についても検討される。学校、家庭との密接な連携を図るためには、子どもの支援についての学校と家庭、双方の役割を明確にし、P－D－C－Aサイクルを学校と家庭で共有化する必要がある。

Q15： 個別の指導計画を作成する上で、関係機関とどのように連携したらよいですか。

個別の教育支援計画は、乳幼児期から就労までの長期的な視点で部局横断的に関係機関（教育、福祉、医療など）が連携して作成される。それに基づき、個別の指導計画は、個別の教育支援計画と関連させ学校の教育課程に基づきながら、担当者が本人や保護者のニーズをくみ取り、より具体的な指導内容・方法を検討していくことになる。

しかし、特別支援教育への移行期にある現状では、まだ、個別の教育支援計画等を策定するシステムは行政レベルで検討されている段階にあり、個別の指導計画の作成に当たっては、関係機関との連携を図る取組についても、これから取り組まれるという段階である。

したがって、保護者や医療関係者、養護学校など、連携を図りやすい所から情報を収集し、作成に取り組むことから始めなくてはならない。まずは、作成・実施、評価のプロセスに外部からの意見を取り込めるシステムを、学校の実情に応じて構築することが望まれる。

1 盲・聾・養護学校等との連携

盲・聾・養護学校には、地域の特別支援教育のセンター的な役割が求められており、巡回相談等を行って地域支援を推進することになる。養護学校等の地域支援の役割として、小・中学校における個別の指導計画作成への支援が挙げられる。

個別の指導計画を作成する上では様々な情報を収集する必要があるが、対象の子どもについて、どのような情報を収集すべきかについても養護学校等は実践の蓄積があるので連携を図りたい。また、個別の指導計画の作成に関して得られた情報を、どのような書式にまとめて、指導場面とつないでいくかなどについても養護学校等から支援を行うことが可能である。

2 小・中学校の特別支援教育コーディネーターの役割

小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、学校内外の連絡調整に当たることから、対象の子どもに関する情報を総合的に把握できる。また、保護者との相談窓口になり、個別の指導計画を検討する際にも、保護者と担任の意見を調整することも可能になる。

コーディネーターは、担任や保護者からの、特別な教育的支援を必要とする子どもに関する気付きをまとめ、学校全体で支援体制を作る推進役を担う。そのために、計画や運営、及び保護者との相談・説明などを通して、必要がある場合、医療、福祉などの関係機関との連携をとり、専門的な指導・助言を求めなければならない。

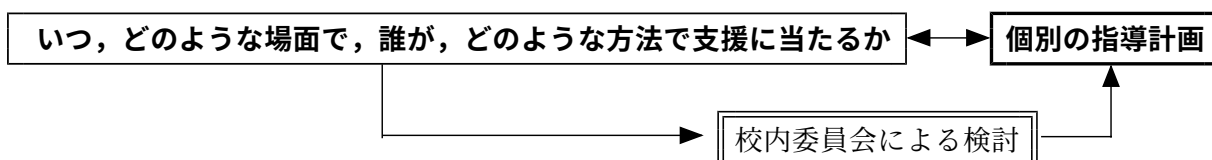
個別の教育支援計画等の策定システムが確立するまでに、もうしばらく時間を要すると思われる。そのために関係機関との連携は、特別支援教育コーディネーターの「フットワーク（こまめな連絡調整）、ネットワーク（関係機関との密な連携）、ヘッドワーク（知識や情報、方策などの密な連携）」によって充実が図られることを期待したい。

Q16： 個別の指導計画の作成上、必要となる校内体制とは、どのようなことですか。

1 校内支援体制の確立に向けて

特別な教育的支援を必要とする子どもたちの障害や特性の理解や指導は、学校全体で共通認識に立ち、全体的な協力体制・支援体制の下で進めていくことが基本になる。そのためには、校内委員会等を設置するとともに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内支援体制を整備する必要がある。

校内委員会では、子どもの学習困難や行動上の問題などに関して、学級担任の気付きや保護者からの申し出を基に、次のような活動を行い、全校での支援体制を確立していき、そこで検討された支援の方策等を個別の指導計画として計画化する。



2 校内支援体制を充実させるための留意事項

- (1) 個別の教育支援計画を基盤にして校内支援体制を確立する。

学校卒業後の生活まで見通した支援策を検討するためには、個別の教育支援計画を作成することが必要である。保護者や本人のニーズを踏まえて、学校在学中、そして卒業後にどのような形で医療、福祉、労働などの関係機関からの支援が想定できるかを検討しておくこと、個別の指導計画を基にした指導において、どのような機関と連携を図るべきかも明確になる。

対象となる子どもの支援に関係する機関を踏まえておけば、学校が担うべき役割を関係機関とどのように連携して果たしていこうとするのか、保護者にも将来的な見通しをもって説明できる。また、学校内においても、関係機関がどのように関与してくるのか分かれると、共通理解が図りやすくなり校内支援体制も整備しやすくなると思われる。

- (2) 個別式知能検査や行動観察などの結果を活用し、具体的な支援方法を考える。

望ましい教育的対応を進めるために、子どもが示す困難やつまづいている背景、行動上の問題などを多方面から査定する。実態が明らかになることで、指導上の課題も明確になり、具体的な支援策を検討することも可能になる。そのためにも、校内で子どもにかかわる全職員が参画して、情報収集を行えるような体制を整えたいものである。

- (3) 指導体制や指導の場などについて、全校体制で共通理解した内容を盛り込む。

特別支援教育では、対象の子どもの指導を担当が一人で抱え込むのではなく、全校的な支援体制を構築することが求められている。対象の子どもが必要とする支援を行うために、指導体制や指導の場などについても、個別の指導計画に記入して全校体制を整えるように努めなければならない。

Q17： 個別の指導計画の作成上，中心となる特別支援教育コーディネーターの役割等とは，どのようなことですか。

1 特別支援教育コーディネーターとは

特別支援教育コーディネーターは，学校内外の連絡調整役として，また，保護者に対する相談の窓口として特別支援教育を推進していく上での重要な役割を担う。コーディネーターの役割と活動内容は下記のとおりであり，それらは，個別の指導計画を作成する上でいずれも重要である。個別の指導計画に基づく指導や個別的な配慮指導を充実する上で，コーディネーターの役割が十分に発揮されることが望まれる。

- ① 校内の関係者との連絡調整・・・校内委員会の推進役，及び校内の教職員の連絡調整役など
- ② 関係機関との連絡調整・・・関係機関との連絡調整の窓口（地域の乳幼児検診，療育システム，医療機関との情報収集と整理，事例研究会のための情報収集と準備）など
- ③ 保護者全体への理解・啓発・・・自校の教育や方針の具体的な説明と全校的な理解・啓発の推進など
- ④ 当該の保護者への相談支援・・・保護者に対する組織的・継続的な支援の方策の提案など
- ⑤ 担任への支援・・・担任の相談から状況を整理，担任と共に行う子ども理解と支援体制など
- ⑥ 巡回相談や専門家チームと連携・・・連絡調整，校内委員会への参加，資料作成など
- ⑦ 校内委員会での推進役・・・校内の状況の把握と情報収集の推進，事例研究会の開催など
- ⑧ 校内研修の推進・・・企画と実施，外部の研究会や研修会の紹介・参加計画など

2 特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制確立のためのプロセス

第1ステージ	【理解・啓発段階】 ・ 特別支援教育コーディネーターの指名及び校内委員会の設置 ・ 校内の特別な教育的支援を必要とする子どもの掘り起こし ・ 理解や啓発のための研修会などの計画 ・ 学校便りやPTA研修会などにおける保護者への理解の推進 など
第2ステージ	【個への支援段階】 ・ 保護者への教育相談の実施による支援の開始 ・ 校内委員会による支援策の検討及び校内支援体制の組織化 ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成 など
第3ステージ	【組織への支援段階】 ・ 校内支援体制の改善・工夫，事例研究会の実施による支援の見直し ・ 外部機関との更なる連携，巡回相談の活用 ・ 専門家チームとの連携 など

Q18： 特殊学級で個別の指導計画を作成する際,どのような手順で作成したらよいですか。

特殊学級に在籍する子どもたちの指導については、一人一人の実態を的確に把握し、在籍学級や授業交流している通常の学級、家庭において、何をどのように指導・援助するのかについて細かい計画を作成して、指導が展開されることが大切になる。

特殊学級における個別の指導計画作成に当たっては、特殊学級と通常の学級の担任及び保護者が、協議して作成することが望まれる。その原案については、特殊学級担任が中心となり、特殊学級、交流学級、あるいは学校生活全体を通した支援と指導場面ごとに支援の方策まで協議して作成する。校内委員会が設置されている学校においては、原案を再度、校内委員会で検討することになるが、校内委員会が設置されていない場合でも、全校的な共通理解を図るべき内容は校内研修等で周知を図るようにしたい。

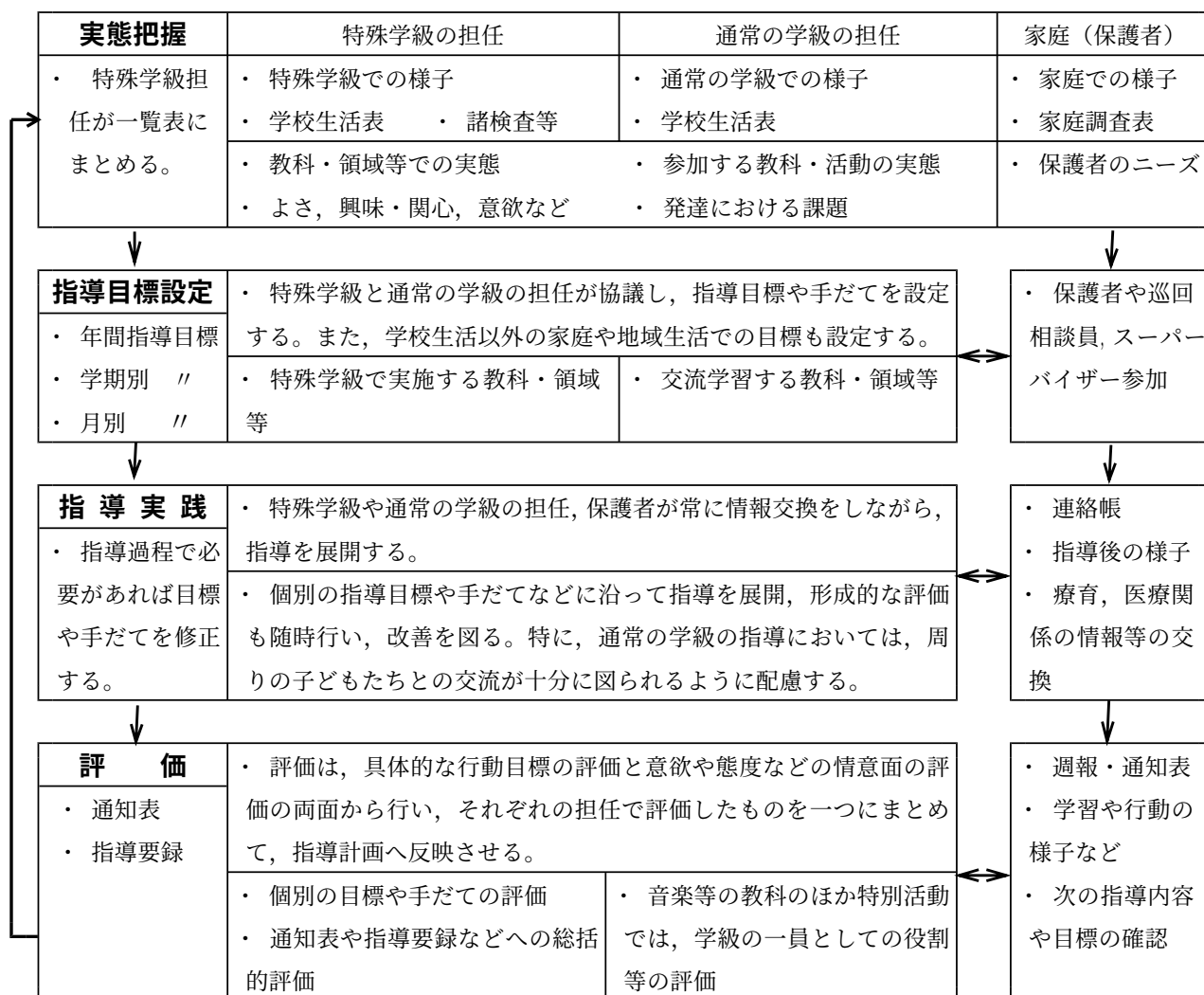


図19 特殊学級での個別の指導計画の作成手順

Q19： 通級指導教室で個別の指導計画を作成する際、在籍校の担任や保護者との意見の調整は、どのように行えばよいですか。

通級による指導は、障害に基づく種々の困難を主体的に改善又は克服を目的とする「自立活動」の指導（五つの区分と22項目）と各教科（国語や算数・数学など）の内容を補充するための指導が指導内容として示されている。通級による指導は、対象の子どもの在籍校における学習や生活を進める上での困難や不十分さを軽減するために、障害の状態に応じて行う特別の指導である。通級指導教室は、難聴、言語、弱視、情緒などの様々な障害のある子どもに対して、在籍する学級で個々の力を発揮できるようにすることを目指している。

例えば、情緒障害通級指導教室の場合、少人数の教育環境で自立活動の「心理的な安定」を中心に、対人関係やコミュニケーションスキルの習得などを、言語障害通級指導教室の場合、自立活動の「コミュニケーション」等を中心に言語の受容と表出などの改善を目指して支援に当たる。支援に当たっては、子ども一人一人の個性や能力などの実態を十分に把握して、何をどのように支援していくのかを示す個別の指導計画を、在籍の学級と通級指導教室の担当者、保護者との話し合いで作成することが大切になる。

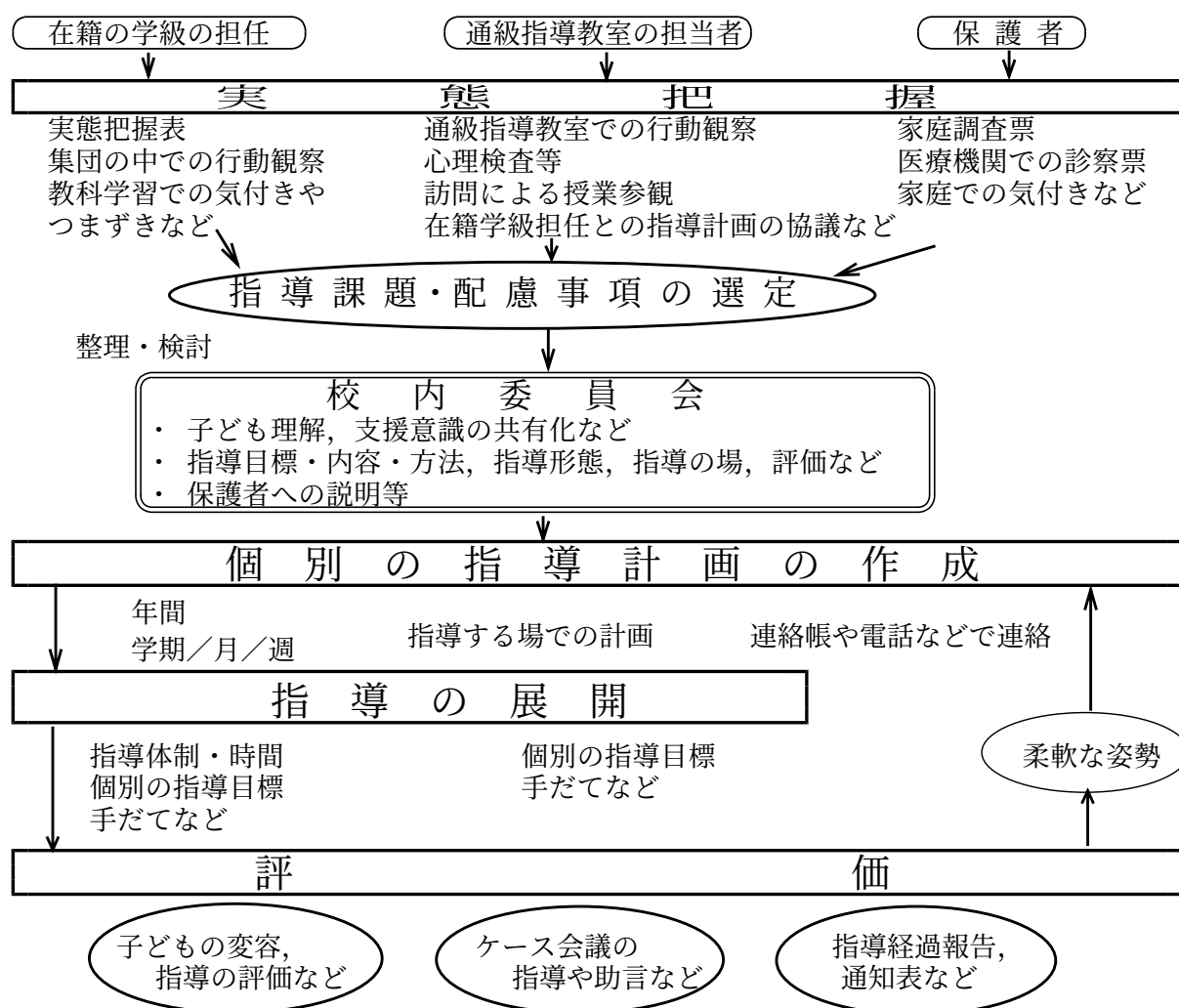


図20 通級指導教室での個別の指導計画の作成

Q20： 通常の学級では、どのような書式に基づき個別の指導計画を作成すればよいですか。また、作成に当たっては、どのような点に気を付ければよいですか。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対して作成される個別の指導計画についての書式は、その子どもの実態に応じた書式を選択することが必要になる。平成16年1月に文部科学省から出された「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の子どもたちへの教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）」にも、個別の指導計画の様式が数例示されている。これらを参考にして、各学校の実情に応じた書式に基づき作成されることが望まれる。通常の学級における個別の指導計画は、担任が作成することになるので、支援の手だてや方法、子どもの変容や評価などが分かりやすい書式を検討する必要がある。

本誌の実践例（ガイドライン）の様式に沿って作成過程ごとの留意事項を下記に示す。

個別の指導計画（○年） 氏名（○ ○ ○ ○ ）				
学年・組	○年 ○組 氏 名			
全体的な実態 ↓ 長期・短期 目標の設定 ↓ 具体的な支援 ↓ 評価	(A) 基本的生活習慣 児童生徒の 状態像 行動・社会性 学習状況 健康面・運動面 発達検査等 他機関での支援状況等 本人・保護者の願い 担任の願い	国 算 社	(A)での状態像は、確実にできることや課題になること、得意とすることなどをまとめて記入する。 諸検査の結果や他機関での情報、保護者や本人担任の願いなども含めた計画にすることで全体像をつかむ。	
	(B) 長期目標 短期目標 支援の内容・方法 子どもの変容・評価 今後に向けて	学習面 生活面 社会性 対人関係 1~3学期 1~3学期	(B)での学習面や生活面などの目標は達成可能な目標を設定する。 支援の内容・方法は具体的に記入し、実践した後の子どもの変容から評価までを全体的にとらえる。	
	単元の全体計画 (C)	教科 指導期間 単元の目標 学習内容 支援の方法	国 語 単 元 名 ○月上旬～全○時間 全体目標 個人目標	(C)では、単元における全体の計画・支援等を具体的に記入する。 上記の全体計画の短期目標や支援内容、方法などとの関連性も考慮して記入する。
	単元の学習経過 (D)	時間 全体の学習内容 本児の目標 支援の方法 学習の様子	4 ○ ○ 3 ○ ○	(D)では、学習内容ごとに目標や支援を具体的に記入することで、単元全体を見通した児童生徒の変容をとらえられる。
	成果と課題 (E)	学習内容 支援方法 今後の課題	(E)では、単元の学習内容、支援方法における変容や課題などをまとめ、次の単元につなげる。	

図21 通常の学級での個別の指導計画